

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地震、災害（出典：豊頃町地域防災計画・ハザードマップ）

当町地域防災計画によると、太平洋沖におけるM7.8～8.5程度の海溝型地震が30年以内に発生する確率は80%程度とされている。

あわせて、当町のハザードマップによると、津波による浸水のリスクは、漁業関係者が多く立地する沿岸部の大津支部は、全地域が浸水が予測されているほか、当会が立地し小売・飲食業が立ち並ぶ市街地の茂岩地区・豊頃地区等においても浸水の予測がされている。

過去には2003年の十勝沖地震（M8.0）や2011年の東日本大震災（M9.0）において、人材被害や建物の崩壊などの多大な被害を受けている。

② 土砂災害（出典：豊頃町地域防災計画）

当町のハザードマップによると、当商工会地区一帯は、地滑り・急傾斜危険箇所エリアとなっており、商工会館や小売などの商店街や役場等が形成し集積している。

③ その他

当町は過去に爆弾低気圧の影響で突風による屋根や看板等の被害が5件あり、農林漁業にも影響を及ぼした。

(2) 商工業者の状況（H31.4現在）

商工業者 145件（独自データ）

小規模事業者 144件（独自データ）

業種	商工業者	小規模事業者	備考
農林漁業	17	17	町内に分散している
建設業	26	26	町内に分散している
製造業	19	19	町内に分散している
運輸・通信業	5	5	町内に分散している
卸小売・飲食業	57	56	市街地に分散している
サービス業	19	19	町内に分散している
その他	2	2	町内に分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	S38年9月	・H30年3月豊頃町総合防災ハンドブック作成し、全世帯に配布 ・H31年3月改訂
防災会議の開催	R2年3月	・年1～2回開催
防災訓練の実施	R1年5月	・年1回以上実施

防災セミナーの開催 防災備品の備蓄	R2年1月	・年1回開催(大津地区:防災講座 in 豊頃町)	
	—	備蓄食料品	
		携帯おにぎり等	850個
		レトルトパン	372個
		非常用飲料水	496ℓ
		他資機材	

2) 当会の取組

項目	年月	備考
BCP策定研修会への参加 (東十勝青年部研修会)	H30年11月	2名参加
損害保険パンフレットの配布	R1年11月	配布部数90部

2. 課題

- ・地域防災計画で定められた緊急時の取組みが漠然としており、連携及び協力体制を図る具体的なマニュアルが整備されていない。
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が十分いない。
- ・保険・共済に対する助言を言える人員が十分にいない。

3. 目標

(1) 成果目標 ※1期5年目標値

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標	
			事業継続力強化計画	
			内BCP	
農林漁業	17	17	2	1
建設業	26	26	2	1
製造業	19	19	2	1
運輸・通信業	5	5	2	1
卸小売・飲食業	57	56	2	1
サービス業	19	19	2	1
その他	2	2	0	0

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水区域の小規模事業者を優先して支援することとし、事業継続力強化支援計画の今後10期(1期5年×10期)までには豊頃町の全小規模事業者が計画策定するよう目標設定する。

※本計画(1期目)では、小規模事業者が積極的に事業継続力計画(BCP)の策定に結び付けるため、セミナーの開催や職員による巡回訪問にて計画策定の必要性・認知度向上を積極的に図る。

(2) 実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策に必要性の周知	地区内小規模事業者に対して災害リスク及びBCP・事業継続力強化計画策定の必要性を認識させる	セミナー開催 職員巡回	年1回 延50件
協力体制マニュアルの作成	当会と当町との間に災害時における連絡を円滑に行うマニュアルの作成	協議会開催	年1回
連携体制の強化	組織内や関係機関と災害後速やかに復興支援策を行える体制の構築	協議会開催	年1回
損害保険・共済に対する助言を言える体制の構築	保健・共済に対する助言を行える当会職員の育成	勉強会開催 保健会社と合同巡回	年1回 延10回

4. その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和2年 4月 1日～ 令和7年 3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

豊頃町	豊頃町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

ア. 小規模事業者に対する災害リスク及び事業継続計画策定の必要性の周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害のリスクを説明する。あわせて、事前対策（事業休業への備え、損害保険・共済への加入等）の実施状況をヒアリングにより調査する。
- ・当会の会報やホームページ、当町の広報誌等において、本計画を公表する他、リスク対策の必要性、国等の関連施設、各種損害保険・共済制度等の紹介をする。
- ・事業継続に関する専門家を招いてセミナーを開催し、リスク対策の必要性、事業継続計画等策定の有効性及び策定手法の概要等の紹介をする。

イ. 当会の事業継続計画の作成

- ・令和2年10月までに当会自身の事業継続計画を策定予定

ウ. 関係機関等との連携

- ・巡回指導時のヒアリングで、事前対策が必要と判断される事業者をはじめとして、北海道火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険会社等と合同巡回を実施して休業補償・損害保険・共済等の制度内容の紹介及び加入推進を図る。あわせて、専門家の派遣を依頼して、当会職員を対象に損害保険・共済制度等の勉強会を実施し、アドバイザーとしての知識の習得を図る。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等取組状況の確認

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策 定 状 況	
			事業継続力強化計画	内 BCP
農林漁業	17	17	2	1
建設業	26	26	2	1

製造業	19	19	2	1
運輸・通信業	5	5	2	1
卸小売・飲食業	57	56	2	1
サービス業	19	19	2	1
その他	2	2	0	0

※フォローアップについては、事業継続力強化計画を策定した全小規模事業者に対して商工会職員の巡回訪問等により年1回実施することとし、必要に応じて専門家派遣により、計画の見直し・改善を実施する。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（M9の地震）が発生したと仮定して、当町との連絡系統の確認等を行う。（訓練は必要に応じて町商工観光課（電話 015-578-7202 F A X 015-578-7203）及び住民課（電話 015-574-2213 F A X 015-574-3712）と連携しながら体制確認し実施する。）

(2) 災害時の対策

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災害1時間以内に職員の安否報告を行う。

（職員は目視で危険を感じる状況の場合には、出勤はせずに自身の安全確保に努め、可能であればその旨を管理者等に報告して待機する。）

報告順は①電話②F A X③メール等とする

- ・家屋や道路等の被害状況を確認して、当会と町住民課で情報共有する。

（当会と町住民課の情報共有の間隔は、被害状況に応じて下記のとおりとする。

発災後～2週間1日に1回、2週間～4週間2日に1回、1か月以降3日に1回

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

【被災規模の目安】

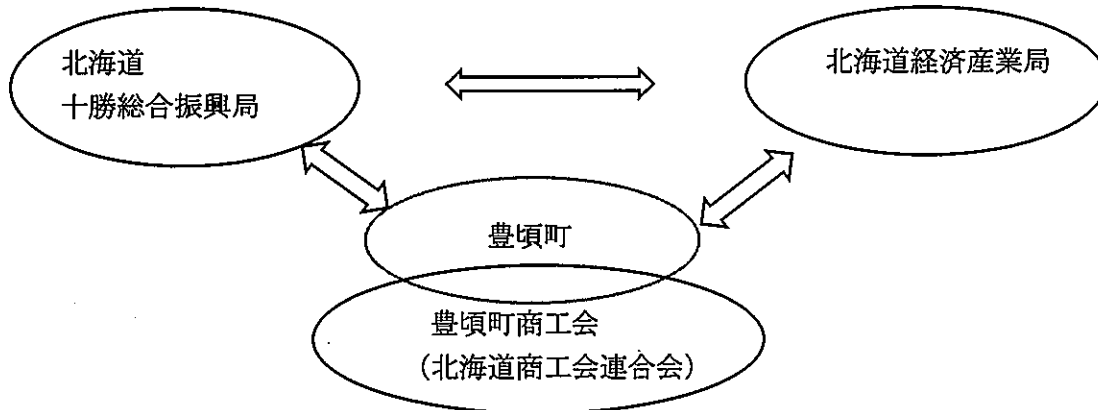
大規模	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内1%の事業所で、建物の「全壊」、「半壊」、「床上浸水」等の被害が発生している ・地域内おおよそ10%の事業所で、建物の「一部破損・損壊」、「床上浸水」等の被害が発生している ・被害が見込まれるが通信障害や道路の寸断等により状況を確認できない地区の事業所は、大規模被害が生じていると想定する。
中規模	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内おおよそ0.1%の事業所で、建物の「全壊」、「半壊」、「床上浸水」等の被害が発生している。 ・地域内おおよそ1%の事業所で、建物の「一部破損・損壊」「床上浸水」等の被害が発生している。
小規模	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防ぐため、被災地域での活動範囲及び内容を決める。

- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報は、道に災害情報等報告取扱要領で指定する方法により報告するほか、別途指定があった方法にて報告する。

【災害情報等報告取扱要領の報告方法】



(4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、豊頃町と相談して決定する。その他に当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。(相談窓口は安全性が確認された場所に設置する)
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・必要に応じて関連する損害保険会社等へ被害状況の報告・取次ぎ等を行う。
- ・応急時に有効な国・道、豊頃町に関連施設について、地域内小規模事業者等に周知する。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

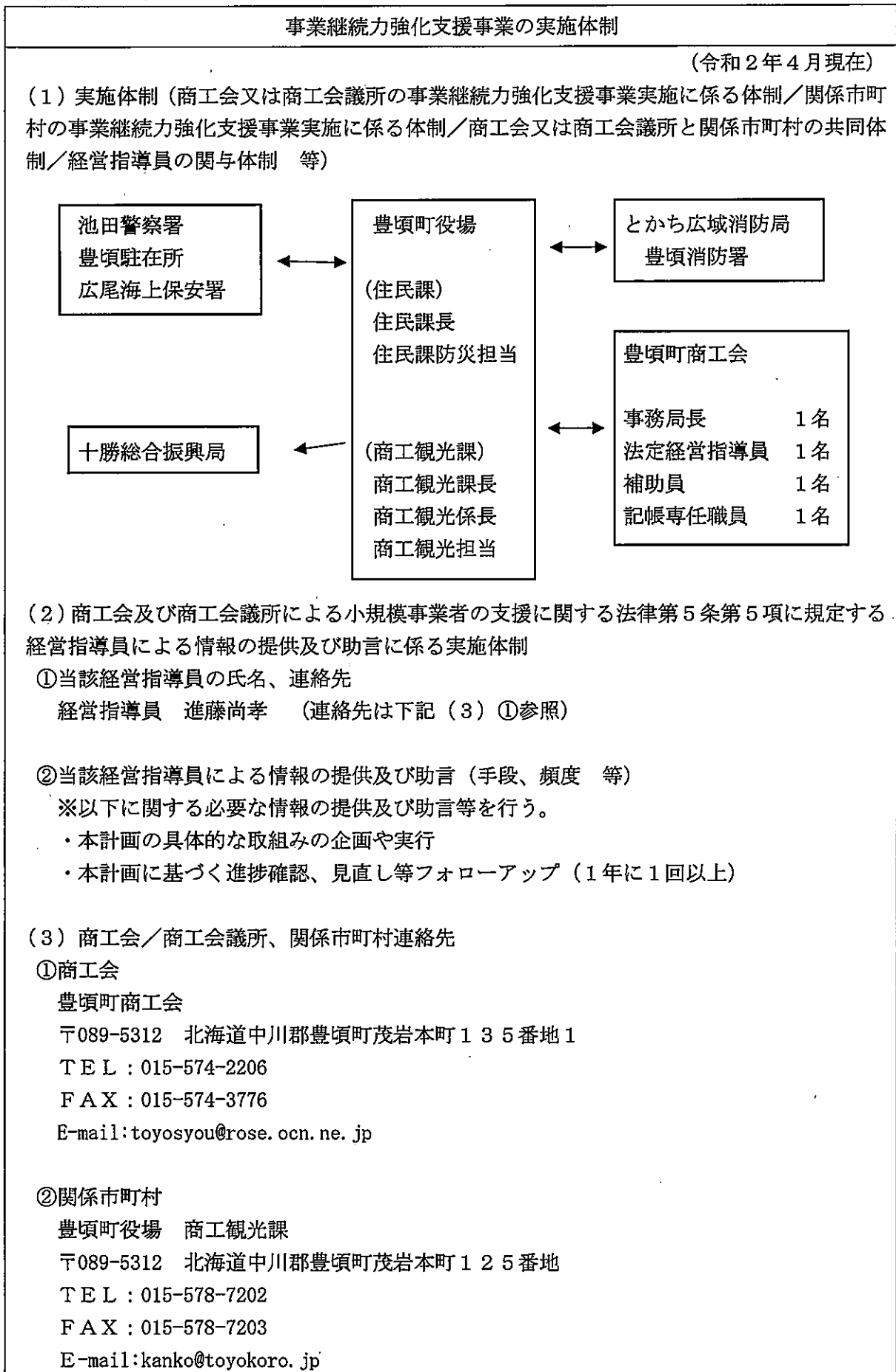
- ・豊頃町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域かたの応援派遣等を道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、当会及び当町のホームページ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	190	190	190	190	190
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・パンフレット等配布	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費及び手数料収入、豊頃町補助金、道補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。